

入札・契約制度の改正等に係る説明会に関するQ&A

○低入札価格調査内容の厳格化について

質問及び回答		受付日
1	質問	設計基準の中に各職種における労務単価が設定されていますが、設計基準どおりに労務者への賃金が支払われていなかった時は、どうすればいいですか。
	回答	設計労務単価は、公共工事の積算に用いるため、標準的な単価を定めたものです。さらに、個々の工事における労務者の賃金は、所属する企業の公共工事受注割合や労務者個人の年齢、経験、技能等により大きく異なります。従いまして、発注者として、設計労務単価による賃金の支払いを義務付けることはできないと考えています。
2	質問	①質疑の場がなく短時間での説明会では理解が難しい。さらに、記入例や参考事例等がない。 ②労務者の確保計画の比較表(様式14)について、業者変更があった場合、どうすればいいでしょうか。 ③様式2-2に関し、複数業者から見積書を徴取し下請業者を選定するまでの時間が限られ変更があった場合、差し替えは可能でしょうか。
	回答	①短時間での説明で理解が得られなかったことにつきましては、制度改正実施後も引き続き、丁寧な説明に努めてまいります。 また、様式の記入上の注意点等につきましても、技術管理課のホームページ上で公開する低入札価格調査実施要領で、記載要領等をお示ししていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。 ②予め下請負契約の変更に関する理由書の提出により、発注者の承認を得た上で、様式14の再提出をしていただくこととなります。 ③予め下請負契約の変更に関する理由書の提出により、発注者の承認を得た上で、様式2-2の再提出を行うことができます。
3	質問	低入札価格調査の調査基準価格を下回った入札者を落札者として請負契約を締結する場合、3,500万円未満の工事において、主任技術者を専任で配置することが義務付けられていますが、仮に辞退した場合、次回以降の発注事案において、不利益な状況を課されたりするのでしょうか。 また、技術者にも限りがあるので、兼任等の緩和措置の検討はされないでしょうか。ご教示をお願いします。
	回答	辞退されたとしても、それ以降の発注案件において、応札者に対し不利な取扱いをすることはありません。 また、兼任等の緩和措置は考えていません。
4	質問	①工事における低入札価格調査内容の厳格化、総合評価方式における履行確実点の導入が実施されるのは、平成30年5月1日以降の入札公告と理解してよろしいでしょうか。 ②業者の積算において、意図せずに、調査基準価格を下回る入札を行った場合、低入札価格調査の書類の提出書面にて辞退する方法はあるのでしょうか。
	回答	①平成30年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用します。 ②書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。

質問及び回答		受付日
5	質問	積算を誤って調査基準価格を下回って低入札価格になった場合、辞退できないのですか。
	回答	積算誤りによる低入札の場合においても、書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。
6	質問	①工事における低入札価格調査内容の厳格化、総合評価方式における履行確実点の導入が実施されるのは、平成30年5月1日以降の入札公告と理解してよろしいでしょうか。 ②入札金額が低入札価格調査の対象となった時、調査書類の提出を辞退することは可能ですか。 ③辞退した場合は、入札は無効として扱われるのでしょうか。 ④辞退した場合、ペナルティ等が課されるのでしょうか。 ⑤辞退するには、どのような手続きが必要でしょうか。
	回答	①平成30年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用します。 ②現行の低入札価格調査と同様、辞退することができます。 ③無効入札として取り扱います。 ④調査書類の提出を辞退された場合、応札者に対し不利な取扱いをすることはありません。 ⑤辞退される場合は、書面(任意様式)による申し出が必要となります。
7	質問	工事における低入札価格調査内容の厳格化の適用対象は、低入札価格調査の場合だけでしょうか。 また、低入札以外の工事も対象でしょうか。
	回答	低入札価格調査の調査基準価格を下回った入札者及び契約締結した者を対象とします。
8	質問	①入札書と同時に提出する工事費内訳書について 工事費内訳書の表示内容は、「設計書の本工事費内訳表及び工種明細表に記載のある施工名及びこれに対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの」ではなく、最低制限価格制度案件の「設計書の本工事費内訳表に記載のある工種(レベル2)に対応する金額が表示されたもの」に改定されているのではないのでしょうか。 ②低入札調査対象者には該当しないと判断し応札したが、開札後に低入対象者に該当することが判明した場合など、意図せず対象者となった場合、提出書類を作成し調査を受けなければならないのでしょうか。 また、辞退届又は調査を受けることが困難な旨を申し出ることができるのでしょうか。それにより、ペナルティを課されるのでしょうか。
	回答	①工事費内訳書の表示内容は、低入札価格調査対象案件の場合、引き続き、設計書の本工事費内訳表及び工種明細表に記載のある施工名称等並びにこれに対応する数量、単位、単価及び金額を表示したものとします。 ②意図せずに対象者となった場合においても、任意の書面等の辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。 また、それに伴い、応札者に対し不利な取扱いをすることはありません。

質問及び回答			受付日
9	質問	①今回の改正は県工事のみ適用なのでしょうか。また、市町の入札にも適用されるのでしょうか。 ②判断基準額が廃止されるとのことですが、入札金額が調査基準価格×0.98の額以上であるという部分だけの廃止でしょうか。	H30.4.11
	回答	①今回の制度改正は、あくまでも県工事に適用されるものであることから、市町工事は対象外です。 ②低入札価格内容の厳格化に伴い、判断基準額(調査基準額×0.98)を廃止するものです。	
10	質問	調査基準価格を上回っていると判断し入札を行い、図らずも調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査の資料を提出せずに入札を辞退することは可能でしょうか。	H30.4.11
	回答	書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。	
11	質問	積算等の原因により、意図せず調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査時に辞退することができるでしょうか。	H30.4.12
	回答	書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。	
12	質問	低入札価格調査の依頼があった時、書類の提出を辞退することができるでしょうか。また、辞退した場合、何かペナルティーが課されるでしょうか。	H30.4.12
	回答	書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。また、それに伴い応札者に対し不利な取扱いをすることはありません。	
13	質問	①最近の入札においては、業者(参加者)見積が多くあり、非公開部分であるため、調査基準価格以上で積算して入札したつもりが、調査基準価格未満になることがあります。 そこで、工事の安全性及び品質の確保に必要な費用が得られないと判断し、低入札価格調査の書類提出を行わない場合、どのような取り扱いとなるでしょうか。 ②低入札価格調査の書類提出期間は今までどおり3日間でしょうか。また、資料作成が間に合わず不提出となった場合の取り扱いは、どうなるでしょうか。	H30.4.12
	回答	①書面(任意様式)による辞退の申し出が必要で、入札無効の取り扱いとなります。 ②書類の提出は3日以内となります。書類を提出されない場合には、辞退の申し出が必要で、入札無効の取り扱いとなります。	
14	質問	一般競争入札において、弊社の応札金額が調査基準価格を下回っていたことがわかった時点で、入札を辞退することは可能でしょうか。	H30.4.12
	回答	書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。	

質問及び回答		受付日
15	質問	①入札書記載価格が調査基準価格未満であることが判明した場合には、入札辞退することは可能でしょうか。 ②低入札価格調査の技術者の配置で、「監理技術者又は主任技術者と同等の要件を有する技術者を専任」となっているが、同等の要件を有する技術者とは、具体的には、どのような技術者を想定しているのでしょうか。
	回答	①書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。 ②具体的な技術者の要件については、入札条件及び指示事項の「第1 入札条件の14 低価格入札対策」で、「配置技術者と同等の要件を満たす技術者(別紙1)」において明示しています。
16	質問	調査基準価格が解らず、低入札するつもりがなくても、低入札となってしまった場合(見積の場合等)、低入札価格調査の書類を提出する前の辞退は可能でしょうか。
	回答	書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。
17	質問	①低入札価格調査資料を提出する場合、資料の提出期限は何日以内になるのでしょうか。 ②資料提出が期限内に出来なかった場合や提出を辞退した場合、ペナルティ等はあるのでしょうか。
	回答	①山口県低入札価格調査実施要領でお示しているとおり、3日以内(土、日、祝日を除く。)です。 ②資料提出を辞退された場合、応札者に対し不利な取扱いをすることはありません。
18	質問	①低入札価格調査資料の提出依頼や提出期間は従来と変わらないのでしょうか。 ②資料提出依頼があった場合、資料作成が困難等の理由で提出を辞退できるでしょうか。 同様に1社応札の時で低入札になった場合、提出は辞退できるでしょうか。 ③全業者が低入札価格調査対象となった場合、現行どおりであれば、全社資料提出することとなると思いますが、落札候補者だけの資料提出による調査とはならないでしょうか。 ④様式12において、当該工事の監理技術者又は主任技術者と同等の要件を満たす技術者とあるが、同種工事の経験は必要ないものと考えてよろしいか。
	回答	①現行の提出依頼や提出期間の変更はありません。 ②書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。 ③現行どおり、全社提出していただくこととしています。 ④具体的な技術者の要件については、入札条件及び指示事項の「第1 入札条件の14 低価格入札対策」で、「配置技術者と同等の要件を満たす技術者(別紙1)」において明示しています。

質問及び回答			受付日
19	質問	①低入札価格調査において、調査書類を提出しなかった場合の取扱いについてご説明下さい。 また、その場合に落札候補者が1者しかいない場合は、どのような取扱いとなりますか。 ②最低制限価格については、従来通りの取扱いでよろしいでしょうか。	H30.4.16
	回答	①入札無効の取扱いとなります。 また、調査対象者が1者のみの場合においても、低入札価格調査を進めていきます。 ②最低制限価格制度については、現行どおりです。	
20	質問	低入札技術者をコリンズに登録する際には、主任技術者として登録するのか。	H30.4.23
	回答	低入札技術者は、低価格入札により契約を締結する工事の安全管理及び品質を確保するため配置することを県独自で義務付けた技術者であり、建設業法上の主任技術者と異なることから、「担当技術者」として登録をお願いします。	
21	質問	①調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査資料の提出を辞退することは可能でしょうか。 また、提出しなかった場合、何かペナルティがあるでしょうか。 ②資料提出する場合の提出期限はこれまでどおりでしょうか。 ③これまでどおり、疑義申し立て期間は設けられるでしょうか。 ④技術者の1名追加配置が義務付けられる場合で、低入札技術者と同等の資格を持った別の技術者を当該現場の現場代理人として配置することができますか。 ⑤同一現場とみなされる複数の現場で、兼務又は同等技術者の配置は可能でしょうか。 ⑥低入札の場合で配置義務のある「同等の技術者」についてですが、総合評価で加点をいただいている技術者の有する資格、同等工事の経験もすべて保有している別の技術者を配置しなければならないのでしょうか。	H30.4.18
	回答	①低入札価格調査資料の提出は、辞退することができます。 また、提出しなかった応募者に対し不利な取扱いをすることはありません。 ②従前どおり、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内(土、日、祝日を除く。)を提出期限としています。 ③従前どおり、疑義申し立て期間を設けています。 ④現場代理人とは別に低入札技術者の追加配置を義務付けるものです。 ⑤山口県低入札価格調査実施要領で定めるとおり、配置技術者及び低入札技術者は、他の工事の主任技術者、現場代理人等と兼ねることができないこととしています。 ⑥低入札技術者が満たすべき配置技術者と同等の要件は、配置技術者が監理技術者又は主任技術者として満たしている資格及び実務経験(経験年数等)であり、総合評価の評価項目で求める同種工事の施工経験等を満たす必要はありません。	
22	質問	請負金額3,500万円以上の工事は、監理技術者又は主任技術者と同等の技術者の追加配置とありますが、「同等」とは当該工事について施工経験の条件がある場合には、これも条件とするのでしょうか。	H30.4.19
	回答	低入札技術者が満たすべき配置技術者と同等の要件は、配置技術者が監理技術者又は主任技術者として満たしている資格及び実務経験(経験年数等)であり、総合評価の評価項目で求める同種工事の施工経験等を満たす必要はありません。	

質問及び回答		受付日	
23	質問	<p>①調査基準価格未満で入札した場合、低入札価格調査の調査依頼の連絡を受けた後に、提出を辞退することは可能でしょうか。また、提出しなかった場合、何かペナルティがあるでしょうか。</p> <p>②同等の資格を有する現場代理人を配置すれば、追加配置及び専任配置したと認められるでしょうか。</p> <p>③追加技術者配置及び主任技術者の専任には、現場代理人等配置の緩和措置は適用されるのでしょうか。</p> <p>④総合評価入札方式の場合、施工経験等も同等の経験が必要でしょうか。</p>	H30.4.20
	回答	<p>①提出を辞退することができます。また、提出しなかった場合、応札者に対し不利な取扱いをすることはありません。</p> <p>②現場代理人とは別に低入札技術者の追加配置を義務付けるものです。技術者の専任配置についても、現場代理人とは別の措置となります。</p> <p>③現場代理人等配置の緩和措置は適用されません。(当該工事及び他工事の現場代理人等の兼務は認めません。)</p> <p>④低入札技術者が満たすべき配置技術者と同等の要件は、配置技術者が監理技術者又は主任技術者として満たしている資格及び実務経験(経験年数等)であり、総合評価の評価項目で求める同種工事の施工経験等を満たす必要はありません。</p>	
24	質問	<p>低入札価格調査の対象となった際に、資料提出の辞退する場合、どのような対応となりますか。</p> <p>また、辞退した場合、何かペナルティーが課されるでしょうか。</p>	H30.4.23
	回答	<p>書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退していただくこととなります。</p> <p>また、それに伴い応札者に対し不利な取扱いをすることはありません。</p>	
25	質問	<p>精算の間違い及び見積金額の違いにより低入札調査となった時、辞退は可能でしょうか。</p> <p>また、辞退するには、どのような手続きが必要でしょうか。</p>	H30.4.23
	回答	<p>書面(任意様式)による辞退の申し出により、低入札価格調査を辞退することができます。</p>	
26	質問	<p>低入札価格調査を経て契約を締結した受注者が、その後、別の県工事の入札・契約に際して、何か制約等がありますか。</p>	H30.4.26
	回答	<p>この場合の受注者に対する制約等はありません。</p>	

○総合評価方式における履行確実点の導入

質問及び回答		受付日	
27	質問	<p>履行確実点は、調査基準価格以上予定価格以下であれば全て5点でしょうか</p>	H30.4.10
	回答	<p>履行確実点は、解体工事を除く全ての工事に適用するとともに、全ての型式(特別簡易型、簡易型、標準型)に適用します。</p> <p>また、この場合のいずれの工事においても、入札書記載価格が調査基準価格以上予定価格以下であれば、履行確実点を5点加点します。</p>	
28	質問	<p>調査基準価格を下回って落札した場合の落札金額は、入札書記載価格が適用されるのでしょうか</p>	H30.4.9
	回答	<p>調査基準価格を下回って落札した場合の落札金額は、入札書記載価格となります。</p> <p>調査基準価格を下回って入札した入札者の評価値を算定する場合に限り、入札書記載価格を調査基準価格として算定する改正を行ったものです。</p>	

※質問及び回答は入札・契約制度の改正等に係る説明会に関する項目を対象としています。